

議案第 4 8 号

米子市指定有形文化財の指定に係る米子市文化財保護審議会
への諮問について

米子市文化財保護条例（平成 1 7 年米子市条例第 7 7 号）第 3 条第 1
項の規定に基づき 1 の項及び 2 の項に掲げる文化財を米子市指定有形
文化財に指定するため、同条第 2 項の規定により米子市文化財保護審議
会に諮問する。

令和 2 年 9 月 2 4 日

米子市教育委員会

1 有形文化財（彫刻）

区 分	種 別	名 称	所在地	数 量	所有者・管理者
新規指定	有 形 文化財	貴布禰神社 石造唐獅子	米子市車尾	1 対	貴布禰神社

2 有形文化財（歴史資料）

区 分	種 別	名 称	所在地	数 量	所有者・管理者
新規指定	有 形 文化財	桃形兜	米子市中町 (山陰歴史館)	1 点	米子市

議案第48号 参考資料1

令和2年度米子市指定文化財候補の概要について

区 分	種 別	名 称	所在地	数 量	所有者・管理者
新規指定	有形文化財	貴布禰神社 石造唐獅子	米子市車尾	1 対	貴布禰神社
【資料解説】 （きふねじんじゃ せきぞうからじし） 貴布禰神社（米子市車尾）の拝殿から鳥居に向かって右手に吽形、左手に阿形を配した一対の石造唐獅子。台座に「天明四歳」（西暦 1784 年・江戸時代後期）の紀年銘が見える。江戸時代後期（18 世紀末）になると神社の参道に石造狛犬（唐獅子）が置かれるようになるが、本例は鳥取県最古の紀年銘を持ち、他の石造狛犬の形式に当てはまらない独自形式の狛犬である。					

区 分	種 別	名 称	所在地	数 量	所有者・管理者
新規指定	有形文化財	桃形兜	米子市中町 （山陰歴史館）	1 点	米子市
【資料解説】 （ももなりかぶと） 宗形神社（米子市宗像）に、米子城を築城した吉川広家の父である吉川元春が奉納したと伝えられている兜。桃形兜は、戦国時代後期に発生した変わり兜の中でも先駆けをなす存在で、安土桃山時代から江戸時代初期にかけて西日本で流行した桃の果実を模した変わり兜の中でも、重厚かつ形象的、美術的にも優れた、戦国時代の代表的な桃形兜のひとつに挙げられている（平成29年米子市寄贈）					

指定候補物件写真①「貴布禰神社石造唐獅子」



「吽形」



「阿形」



「天明四歳」銘

指定候補物件写真②「桃形兜」



「右前方」



「左側面」

山陰歴史館サウンディング調査結果について

1 はじめに

本市では、令和元年7月に「米子市役所再編ビジョン(中期展望)」を策定し、市が所有する公共施設の見直しを進めている。

このなかで、昭和5年(1930年)に建築された市指定文化財・米子市役所旧館についても、施設機能の見直しを検討することとしている。

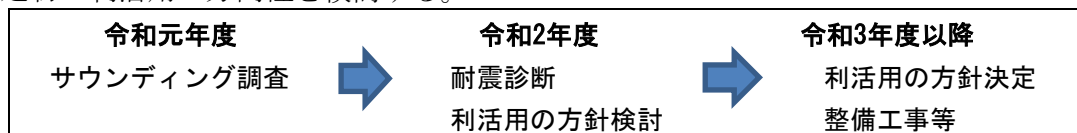
このため、令和2年2月から年6月にかけて、民間事業者を対象としたサウンディング調査を実施し、利活用の意向やアイデア等の聞き取りを行った。

2 サウンディング調査の結果について (聞き取りを行った事業者数: 3社)

	A社	B社	C社
1. 提案する業種	飲食	飲食、物販、サービス業	飲食、物販、サービス業
2. 事業の内容	レストラン	観光ガイドンス、カフェ、物販、貸室	カフェ、貸室、地産品物販、図書閲覧室、キッズスペース、創業支援
3. 使用箇所	1階の左側、屋外カフェ、その他は歴史館。	歴史館との共存。	1階と2階を使用する。3階は歴史館。
4. 事業期間	10年間	できるだけ長期間	5年間
5. 期待される効果	にぎわいの創出	中心市街地の活性化	多世代コミュニティ、子育て、学びに集中できる場。 市民の共同・協業を促す場。 ビジネスの応援。 米子ブランドの情報発信。
6. 市への要望	旧庁舎跡地は駐車場。設備工事は市で実施。	電気・水道、エアコン、エレベーター、バリアフリー対応トイレの設置。	エアコン、エレベーター設置。 専用駐車場の確保。整備の基本設計段階から参加したい。
7. その他	地元の人が活躍できるような施設にしてほしい。	旧庁舎新館跡地に旧小原家長屋門を移築して城下町米子のシンボルとする。	図書館との連携が必要。 指定管理者制度の活用を希望。

3 今後のスケジュールについて

今回実施したサウンディング調査の結果、及び現在実施中の耐震診断の結果を踏まえ、建物の利活用の方向性を検討する。



文化財保存活用地域計画について

1 経緯

平成30年の文化財保護法の改正により、各市町村が文化財の保存・活用に関して目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載したアクション・プランの策定が新たに制度化された。都道府県による文化財保存活用大綱を勘案して策定するものとされており、文化庁長官の認定を受けることができる。これにより、国の登録文化財とすべき物件の提案や市内の文化財全般の保存・活用方針を定めるなど総合的に文化財保護の推進を図ることができる。これにより、各種国補助事業の活用や補助率加算などのメリットもある。

については、この計画策定に着手し令和 4 年12月の認定を目指すこととしたい。

2 地域計画策定（認定）の効果

- (1) 地域計画に基づき、継続性・一貫性のある全ての文化財の保存・活用を促進することができる。
- (2) 地域計画に基づいて実施される取組に対して、各種国庫補助事業等の活用が可能となる。
- (3) 未指定文化財を含めた多様な「関連文化財群」を歴史文化の特徴に基づくストーリーに仕立て、まちづくりや観光などの分野とも連携して総合的に保存・活用を進めていくことができる。

例) 淀江潟を支配した王の奥津城と寺の関連文化財群
海に臨む天空の米子城と城下町の関連文化財群 など

3 今後のスケジュール（予定）及び財源

今年度中に計画策定に着手し、令和 4 年12月の国認定を目指す。

○令和 2 年度 計画策定着手 市内文化財の現状確認	➡	○令和 3 年度 関係者協議会設立 計画素案作成着手	➡	○令和 4 年度 議会等説明 文化庁等協議・計画策定
【財源】（調査、会議、冊子・パンフレット等作成及び広報に係る経費）				
国（文化庁）補助金（10/10）		上限1,000千円		上限1,000千円

【参考】県内外の動向（令和 2 年 8 月現在）

○県内策定予定 北栄町・鳥取市・倉吉市・日野町・三朝町・大山町

※鳥取県大綱は令和 2 年 3 月策定済

○全国 1 6 市町で認定済み（札幌市・下野市・牛久市・常陸大宮市・富士吉田市・松本市・小浜市・岐阜市・草津市・甲賀市・河内長野市・神河町・王寺町・益田市・津山市・平戸市）【文化庁ホームページより】